

万引きは犯罪です！！

我孫子市少年センター

・・・非常に重い罪なのです・・・

「万引き」とはお店の商品を代金を支払わずに持ち出すことです。お店の人に見つかってから品物を返したり、お金を払っても盗んだこととなります。

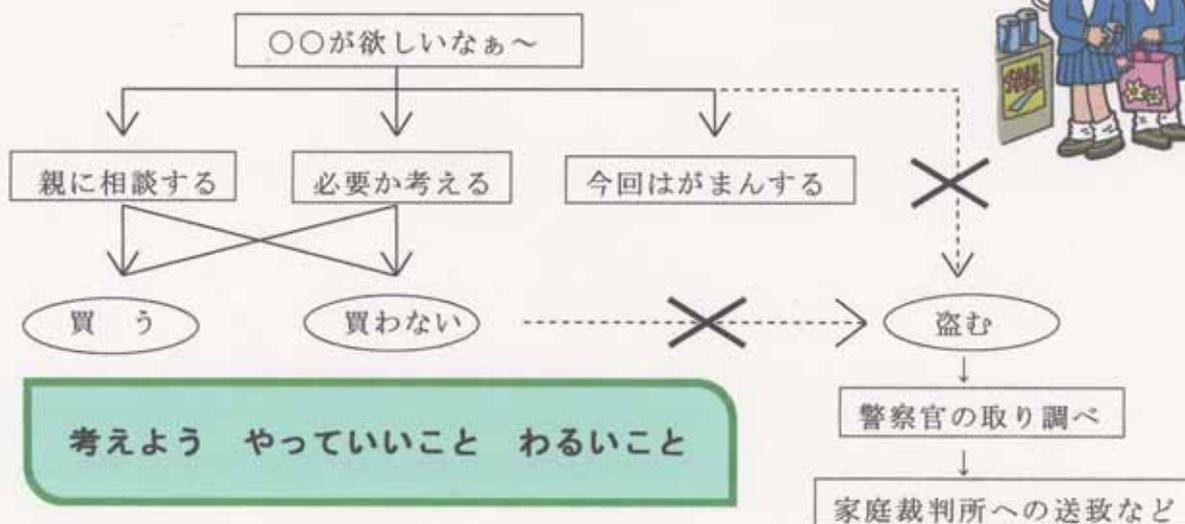


<刑法>

第235条（窃盗）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。・・・罰金が科せられるようになり非常に重い罪です・・・

Q 欲しい物があった時、あなたはどうしますか？



万引きは盗癖！

代金を支払わずに商品を手に入れてしまえば、お金を支払って買うことがばからしくなってしまうでしょう。一度やって見つからなければ二度、三度と。

そして、さらに盗む技術が向上して、巧妙、悪質化、高額のものになっていくでしょう。万引きはクセになる・・・。「盗癖」すなわち「盗みぐせ」なのです。

お金を盗んだわけではないから許されるというものではありません。



自転車盗も当然 重い犯罪です

「ちょっと拝借！」と軽い気持ちで、他人の自転車に乗ってしまう少年や大人も多く、被害者が泣いています。

自分さえ良ければではなく、「自分が被害者だったら」という気持ちを持って欲しいと思います。

<自転車に防犯登録をしましょう>

盗まれて放置された場合、所有者が早くわかります。